

こ成基第195号
令和8年8月4日

各 { 都道府県
指定都市 } 保育主管部（局） 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき
整備された特定登録取消者に係るデータベースの活用状況等調査の結果を
踏まえた活用の徹底について

保育施策の推進につきましては、日頃より、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、こども家庭庁において整備した特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者等をいう。）に関する情報に係るデータベース（以下「データベース」という。）については、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和4年6月15日付け子発0615第1号、障発0615第1号）において通知している同法律の原則施行日と同日の令和6年4月1日から稼働しており、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、保育士又は地域限定保育士を任命し、又は雇用する者（以下「任命権者等」という。）に対し、保育士を任命又は雇用しようとするときに活用が義務付けられているところです。

今般、令和7年度に実施したデータベースの活用等に関する調査の結果を取りまとめましたので、別添のとおり周知いたします。

本調査により、児童福祉法上義務付けられた手続であるにもかかわらず、任命権者等がデータベースを活用していなかったという事実が確認されたことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱いております。今後の保育士の採用においては、全ての任命権者等が児童福祉法に基づきデータベースを活用するよう、早急に是正を図る必要があります。

本調査結果も踏まえ、今後、「ここ de サーチ」におけるデータベースのユーザー登録状況の見える化の実施を検討しております。また、更なるデータベースの活用徹底に向け、操作マニュアル（簡略版）及びデータベース活用にあたってのチェックリストを作成したため、これらも活用し、引き続き任命権者等のデータベースの活用徹底に向け、必要な取組を実施していただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、本通知の内容を関係各課へ周知の上、管内市区町村（指定都市を除く。）を通じてデータベースの活用対象施設・事業者へ周知いただき

ますようお願いいたします。また、各指定都市におかれましても、本通知の内容を関係各課へ周知の上、データベースの活用対象施設・事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

本通知は関係資料と併せてこども家庭庁のホームページに掲載いたしますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、児童生徒等を保育士による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

○「保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査」の調査結果

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku>

○別添資料

「保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査」（報告書概要版）

保育士特定登録取消者管理システム活用に当たってのチェックリスト

保育士特定登録取消者管理システム登録・活用ガイド

担 当：こども家庭庁成育局 成育基盤企画課保育士対策
